

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「本協会」という。）に関わる全ての関係者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本協会制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、本協会定款第5条及び第20条に規定する正会員及び理事・監事をいう。
- (2) 名誉会長等とは定款第29条に規定する名誉会長、顧問及び参与をいう。
- (3) 委員会委員とは定款第46条に規定する委員会の委員長及び委員等をいう。
- (4) 職員とは定款第47条に規定する事務局職員をいう。
- (5) 本協会制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは、会員をいう。

(基本的責務)

第3条 本協会の役職員及び登録者等は、定款第4条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に順守することはもとより、倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性的指向等に関する差別、違法賭博、薬物乱用等、社会規範に照らして不適切な行為を行ってはならない。

2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役職員等及び登録者等、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反した場合の対処等)

第5条 役職員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれが

あると認められる場合は、専務理事は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員等及び登録者等がこの規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 役員の解任については総務委員会の意見を聴取したうえ、定款第 26 条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 名誉会長等及び委員会委員の解任については、総務委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- (3) 職員の処分は本協会職員服務規程に基づき取り扱うものとする。
- (4) 登録者等については、総務委員会の決議により相当の処分をするものとし、必要な事項は別に定める。

(細則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、2004 年 7 月 1 日から施行する。
2. 2011 年 1 月 18 日一部改正
3. 2022 年 3 月 28 日一部改正